

議案第150号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項及び第50条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第52条中「100分の5」を「100分の8」に、「100分の105」を「100分の108」に改める。

第55条第1項及び第64条第2項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、地方卸売市場南部市場の利用料金等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。